

入学貸付・修学貸付のご案内

まもなく入学・進級のシーズンです。共済組合では、組合員やその被扶養者（被扶養者でない子を含む）の入学や修学に必要な費用の貸付を行っています。

また、償還方法について、ボーナス併用償還も選択することができるようになりましたのでご検討ください。

入学貸付・修学貸付のお申込みは、各所属所の共済担当部署を通じて行っていただくことになりますので、所属所への提出締切日は共済組合事務担当者にご確認ください。

■入学・修学貸付の概要

| 種 類 | 入 学 貸 付 | 修 学 貸 付 |
|-------------------------|--|--|
| 貸 付 利 率 | ○年利2.72%（一部負担率年0.06%を含む）※この利率は変動します。 | |
| 事 由 | 組合員、その被扶養者または被扶養者でない子の入学に係る費用（入学金等） | 組合員、その被扶養者または被扶養者でない子の修学費用（授業料・家賃等） |
| 対 象 学 校 | ○国内の学校 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校 ○外国の学校 国内の貸付対象となる学校に相当する教育機関 | |
| 貸 付 額 (1つの貸付事由ごとに貸付) | ○1万円単位 ○給料月額（本俸）の6カ月分まで ○最高限度額は200万円 ○貸付額は必要費用以内 | ○1万円単位 ○4月貸付分の最高限度額は120万円 ○貸付額は必要費用以内 |
| 必 要 書 類 | ○貸付申込書 ○借用証書 ○印鑑登録証明書 ○借入状況等申告書 ※他金融機関からの借入がある場合、その借入状況および償還額の確認書類（償還表の写しなど）が必要 ○戸籍抄本または住民票（申込対象者が被扶養者でない子の場合のみ必要） ○団信加入申込書（新規申込者で加入希望者のみ） | ○在学証明書（原本） ※初年度については「入学許可書（写）」、ただし5月末までに在学証明書（原本）の提出が必要 ※在学証明書は、発行から3カ月以内のもの ○修学に必要な費用を証明する書類（すべて写し可） (例) ・授業料・納付金が明記された学校からの通知文書または納付書 ・家賃または入寮に要する費用等が明記された賃貸契約書 ・入学に伴う引っ越しにかかる費用・その他家電・家具等新生活に必要なものの内訳が明記された見積書や領収書 ・教材費・通学費（*）等その他入学に必要な経費と考えられるものが明記された書類 |
| | （*）鉄道・バスの定期券については、駅・HP等で金額のわかるものを入手してください。 入手できない場合は、学校の発行する「通学証明書」もしくは「通学定期券購入兼用証明書」を入手してください。 | |
| 償 還 方 法 | ○月例償還とボーナス償還のどちらかを選択 ○貸付の翌月から毎月元利均等償還 ○希望により元金の償還を据え置き可（最長で当該学校の修業年限まで。据置期間中は、毎月利息のみ償還） | ○月例償還とボーナス償還のどちらかを選択 ○当該学校の修学期間中は元金の償還を据え置き（据置期間中は、毎月利息のみ償還） ○卒業の翌月から毎月元利均等償還 |
| 申 込 時 期 | ○毎月（合格から入学まで） | ○4月5日共済組合締切・4月25日送金（3月以降にお申込みください） |
| 注 意 事 項 | ○貸付の制限について ※以下の条件に1つでも該当する場合は貸付を行うことができません。 ・毎月の償還額合計{共済借入分（新規申込分+既貸付分）+他の金融機関等借入分（新規借入予定分も含む）}が、給料月額（本俸）の30%を超える場合 ・ボーナス償還を含む年間の償還額合計{共済借入分（新規申込分+既貸付分）+他の金融機関等借入分（新規借入予定分も含む）}が、みなし年収額（本俸×16月）の30%を超える場合 ・給料その他の給与（退職手当等）の差し押さえ、または保全処分を受けている場合 ・貸付事故者（破産者、民事再生法による再生債務者等）となった場合 ・育児休業中、休職中等給料の支給がない場合 ・懲戒処分により給料の一部が停止されている場合 ○貸付審査において、修学に伴う必要な諸費用と判断されない場合は、申込金額を減額する場合があります。 | |

お問い合わせ：福祉課 TEL 086-225-7841